

## 岡山市スマートフォン決済ポイント還元事業に関する共同実施事業者募集要項

### 1 事業名

岡山市スマートフォン決済ポイント還元事業

### 2 事業の目的

コロナ禍に加え、物価高による地域経済の冷え込みが懸念される中、夏季の観光やレジャー、帰省などによる人流増加が期待される時期に消費を後押しし、市内事業者の売上に繋げるため、スマートフォン決済を活用したポイント還元事業を実施し、消費を喚起する。

### 3 用語の定義

本募集要項における語句の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「共同実施事業者」とは、岡山市と共同して本事業を実施するスマートフォン決済事業者をいう。
- (2) 「QRコード等決済サービス」とは、共同実施事業者が提供するQRコード等を利用して商品代金等を決済することができる決済サービスをいう。
- (3) 「対象店舗」とは、共同実施事業者が契約する岡山市内の店舗のうち、実店舗かつ岡山市が指定する店舗をいう。

### 4 事業の概要

- (1) 共同実施事業者が提供するQRコード等決済サービスを利用し、対象店舗における商品・サービス等のQRコード等決済利用時に、期間限定で利用者にポイントを還元するキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を2社の共同実施事業者と実施する。
- (2) ポイント還元は、対象店舗において、商品・サービス等に対してQRコード等決済を利用して支払いをしたものを対象とする。ただし、医療保険の適用となる病院・調剤薬局・整骨院、公共料金、企業等の福利厚生を目的とした施設、主として換金性の高い品目を扱う店舗、風俗店、ECサイトは除くものとする。また、換金性の高い品目の取扱いについては、岡山市と協議の上、5に記載の実施協定書に定めるものとする。
- (3) 決済額に対する還元率は最大20%とする。端数の取扱いは、共同実施事業者が定めるところによる。
- (4) 還元するポイント等は1ポイントにつき1円とする。
- (5) キャンペーン期間中の上限額は8,000円とし、1社当たりの上限額は4,000

0円とする。また、1回の決済での還元額上限は1,000円とする。

- (6) ポイント還元を行うキャンペーン期間は、令和5年8月1日（火）から8月31日（木）までの1カ月間とする。ただし、必要に応じてキャンペーン期間の変更を行う場合がある。

## 5 事業の実施

本事業の実施に当たっては、岡山市と「スマートフォン決済ポイント還元事業に関する実施協定書」（以下「実施協定書」という。）を締結することとし、実施期間は実施協定書の締結日から令和6年3月31日までとする。

## 6 共同実施事業者の業務内容

共同実施事業者は、本事業の実施に当たって、以下の事項を実施又は協力する。

- (1) キャンペーン期間中に対象店舗でQRコード等決済サービスを利用した利用者に対するポイントを付与すること。
- (2) キャンペーンのプロモーションに関するランディングページ（以下「LPという。」）の制作、キャンペーン期間中の共同実施事業者のアプリ及びWebサイトへLPを掲載すること。
- (3) キャンペーン期間中における対象店舗について、都度、システム上で対象店舗として登録を行うこと。ただし、登録手続に一定期間の処理が必要な場合は、岡山市と協議の上、実施協定書に登録日を定めるものとする。
- (4) キャンペーン終了後、岡山市が指定する利用実績等に係るデータの集計及び提供（カテゴリ別）を行うこと。なお、キャンペーン期間中は週次で集計及び提供（カテゴリ別）を行うこと。

※6（4）「カテゴリ」は、6（9）「別表2のカテゴリ」とは異なり、共同実施事業者の決定後に岡山市と協議の上、決定するものとする。

- (5) 対象店舗数を増やすため、対象となり得る事業者に対し適切な手段により、キャンペーンについての説明を行うよう努めること。また、岡山市が要請する場合、岡山市が開催する説明会において説明を行うこと。
- (6) 希望する市民等がキャンペーンを利用できるように、岡山市が公民館で開催する説明会において説明を行うこと。また、岡山市が要請する場合、岡山市内の公民館以外の施設においても、同様の説明会を開催すること。
- (7) キャンペーンに関する問い合わせに対応すること。ただし、対象店舗が取り扱う商品及びサービスに関する問い合わせがあった場合には、当該利用者に対し、対象店舗に問い合わせるよう案内するものとする。
- (8) キャンペーンに関して、岡山市又は対象店舗において作成することが必要な製作物のための素材を無償で提供すること。

- (9) 岡山市と実施協定書を締結後、直ちに対象店舗リストを提供すること。また、対象店舗リストは別表1に掲げる項目とし、別表2のカテゴリに分類した上で提供すること。ただし、医療保険の適用となる病院・調剤薬局・整骨院、公共料金、企業等の福利厚生を目的とした施設、主として換金性の高い品目を扱う業種、風俗店、ECサイトは除くものとする。
- (10) キャンペーンのプロモーションに関し、別表3に定める広報周知用印刷物の作成、梱包及び発送を行うこととし、キャンペーン開始7日前までに発送を完了しておくこと。また、誤発送が生じないよう対策を講じること。なお、印刷物のデザインは岡山市が提供するベースデザインを使用すること。

## 7 岡山市の業務内容等

岡山市は、本事業の実施に当たって、以下の事項を実施又は協力する。

- (1) 岡山市は、共同実施事業者がキャンペーンに関して利用者に付与するポイントの実績額に1円を乗じた金額（以下「ポイント負担金」という。）を負担する。ただし、ポイント付与原資について、使用されずに失効するポイントがある場合には、失効率を踏まえた次の計算式で算出した金額を負担する。

【計算式】 キャンペーン期間中のポイント付与実績額×（1－失効率）

【失効率の算出方法】

- ①失効率が算出できる共同実施事業者：過去の直近6ヶ月以上の実績データから算出（失効率算出の根拠資料を提出すること。）
- ②失効率が算出できない共同実施事業者：8%とする
- (2) ポイント負担金の支払いに当たっての集計や支払期日等については、岡山市と共同実施事業者が協議の上、実施協定書に定める。
- (3) キャンペーンに関する問い合わせに対応する。ただし、共同実施事業者のサービスに関する問い合わせがあった場合には、当該利用者に対し、共同実施事業者に問い合わせるよう案内するものとする。
- (4) キャンペーンに関して、共同実施事業者において作成することが必要な制作物のための素材を無償で提供（岡山市の指示に沿った広告等の制作範囲に限る。）する。
- (5) 6（10）広報周知用印刷物の作成、梱包及び発送など、キャンペーンの実施に不可分な業務で経費が発生するものについては、双方協議の上、実施協定書に定めるとともに、その経費を負担する。
- (6) キャンペーン期間中にキャンペーンが短縮又は中止となった場合、その当日までのポイント負担金及び（5）に係る経費を岡山市が負担する。

## 8 共同実施事業者の募集条件

- (1) 本事業の申込時の対象店舗が4,000店舗以上であること。なお、（1）の店舗

数は、原則として1店舗を1件（QRコード等の数又はレジの数ではない。）としてカウントすること。

（参考例）タクシーは車両単位ではなく、営業所等を単位としてカウントすること。

- (2) 申込時の前月において、上記（1）で計上した店舗で、貴社のスマートフォン決済を利用して支払いが行った利用者（アクティブユニークユーザー）が50,000人以上であること。
- (3) 決済方法にQRコード等決済サービスがあること。
- (4) 実店舗のみをポイント還元の対象にできること。
- (5) 「4 事業の概要」及び「6 共同実施事業者の業務内容」に記載された事項が遂行できること。
- (6) 岡山市からの要請や質問等に対して直ちに対応できる体制が整っていること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、本事業の継続が著しく困難となった場合には、キャンペーンを停止できること。

## 9 本事業の共同実施に係る申込手続

- (1) 申込期間は、令和5年4月11日（火）から4月25日（火）午後5時15分までとする。

- (2) 申込場所は次のとおりとする。

岡山市産業観光局商工部創業支援・雇用推進課

住所：〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：086-803-1353

- (3) 申込に必要な書類

①岡山市スマートフォン決済ポイント還元事業に係る申込書（様式1）

②対象店舗拡大に係る取組計画書（様式2）

③キャンペーンの実施に不可分な業務に関する見積書（様式3）

・7（5）に記載の経費を対象とし、算定根拠を記載すること。

※①2枚目以降の書類については、申込者及び協力者の名称は記載しないようにすること。

- (4) 提出部数 各6部

・正本は1部とし、副本は（3）①2枚目以降の書類を5部提出すること。なお、提出書類は返却しない。

- (5) 提出方法

（2）の申込場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、書留郵便、配達証明郵便その他これに準ずる方法に限り、（1）の申込期間内に必着のこと。

なお、（3）①については、エクセルデータを10（3）に記載しているメールアドレスへ電子メールで提出すること。

- (6) 岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、共同事業実施者の決定までの間は、同条例第5条第1項第4号の規定により、開示の対象としない。

## 10 質問の受付等

本募集要項に関する質問については、次のとおりとする。

### (1) 提出様式

岡山市スマートフォン決済ポイント還元事業に係る質問書（様式4）

### (2) 受付期間

令和5年4月11日（火）募集開始後から4月14日（金）正午まで

### (3) 提出方法

提出様式に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。

件名：岡山市スマートフォン決済ポイント還元事業に係る質問書（企業名）

提出先：岡山市産業観光局商工部創業支援・雇用推進課

E-mail：sougyoukoyou@city.okayama.lg.jp

※電子メールを送付した場合は、必ず到着確認の電話を行うこと。

### (4) 回答方法

令和5年4月19日（水）をめぐりに岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）に回答を掲載する。

## 11 共同実施事業者の決定

本事業の実施に当たっては、幅広い事業者の売上につなげるため、最も消費喚起効果が高いと見込まれる共同実施事業者2社を決定する。

- (1) 次の観点に基づき審査を行い、上位2社を選定する。ただし、合計60点を下回る場合は、共同実施事業者として選定しない。

分類	観点	配点
岡山市内の事業者 【35】	①アクティブ対象店舗数	10
	②店舗の新規導入のしやすさとサポート体制	15
	③対象店舗の対応業務	10
岡山市民等の利用者	④アクティブユニークユーザー数	15
	⑤共同実施事業者のスマートフォン決済を初めて使う方の利用のしやすさとサポート体制	5
	⑥岡山市が公民館等で開催する説明会の実施体制	10

【35】	⑦アプリの機能・利便性	5
共通事項 【30】	⑧キャンペーンの広報等の充実度	5
	⑨業務体制等の充実度	20
	⑩キャンペーンの実施に不可分な業務に係る経費	5
合計点		100

- (2) 選定を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、申込者へ確認を行うこととする。なお、選定内容及び結果についての異議は認めない。
- (3) 選定結果は採否に関わらず、令和5年5月上旬をめどに申込者宛てに書面で通知する。
- (4) 選定された事業者と実施協定書の締結に向けた協議を行い、協議が整った場合には共同実施事業者に決定し、実施協定書を締結する。共同実施事業者の公表については、岡山市と協議の上、決定することとし、当該公表までの間に開示しないこと。
- (5) 共同実施事業者の決定後、申込書類等に虚偽の記載や「8 共同実施事業者の募集条件」を満たさないことが判明した場合等においては、決定を取り消すことがある。

## 12 第三者への委託

キャンペーンの業務の一部について第三者に委託する場合は、書面により岡山市の承諾を得なければならない。

## 13 個人情報等の取扱い

キャンペーンの業務の遂行に当たり、個人情報等（個人情報の保護に関する法律に定める個人情報。）の取扱いが生じる場合、同法及び所管官庁のガイドラインに従うとともに、善良な管理者の注意をもって適切に取り扱うものとし、不正アクセス、不正利用などを防止すること。

## 14 秘密保持義務

岡山市は、本公募を通じて知り得た応募事業者の営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に定めるものを含むがこれに限られない。）情報（以下「秘密情報」という。）を、厳に秘密として保持し、応募事業者の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏洩してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。

## 15 反社会的勢力の排除

キャンペーンの実施に関し、共同実施事業者、その代表者、役員、実質的に経営を支配する者若しくは従業員又はその代理若しくは媒介をする者その他の関係者が、暴

力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者及びこれらの者と密接な関わりを有する者（以下、併せて「反社会的勢力」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

(別表1) 対象店舗リストの項目

項目
管理番号、カテゴリ、店舗名、住所、電話番号 ※管理番号は、店舗を識別するための番号とし、重複しない番号を付番すること。

(別表2) 対象店舗リストのカテゴリ

カテゴリ	業種例
飲食	飲食店、居酒屋、喫茶店、ファストフード等
宿泊	ホテル、旅館等
サービス	理容・美容院、整骨・接骨院、エステ・リラクゼーションサロン等
交通	タクシー、バス等
娯楽	スポーツ観戦、映画、動物園等
小売	食料品、酒類、書籍、アパレル、雑貨、家具、家電、スーパー、百貨店、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等

(別表3) キャンペーンのプロモーションに関する広報周知用印刷物

周知物	数量
ポスター	各店舗1枚
事業周知チラシ	各店舗5枚
スイングポップ	各店舗1枚
チラシストッカー	各店舗1枚
ステッカー	各店舗1枚
送付状(店舗掲載方法等を記載するもの)	各店舗1枚

※数量は、新たに追加される想定のお店及び予備を含む数とすること。

※数量に記載している各店舗の枚数は、1店舗当たり最低限必要と考えられるものとして記載している。

<提出・問い合わせ先>

岡山市産業観光局商工部創業支援・雇用推進課

担当：塚原 木村 松野

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：086-803-1353

E-mail：sougyoukoyou@city.okayama.lg.jp